

～「知らなかった…」じゃ済まされない！～

# わかりやすい労務対策セミナー

知っておくべき労務に関するルールや最新情報をわかりやすく解説します

2019年4月より順次施行されている働き方改革関連法において、年次有給休暇の取得義務、時間外労働の上限規制、同一賃金同一労働等、様々な法令の成立に伴い、企業として変化に対応し適正な雇用管理を行う必要があります。また、近年増加傾向にある労務トラブル、労働者の権利意識の向上に伴い法令の遵守が「ななあ」では済まされなくなってきております。トラブルを未然に防ぐにはまず、労働法規や社会保険制度の理解が欠かせません。

今回のセミナーでは、2024年4月から変更となる「労働条件明示のルール」や、昨今問題となっている社会保険の年収130万を超える場合の対応について解説し、労務トラブルを未然に防ぐために、企業に求められる労務管理について学びます。経営者や労務担当者は知っておくべき内容となっておりますので是非ご参加ください！

## 【セミナーカリキュラム】

### ◆最新の労働法改正・トピックス

- ・2024年4月から変わる労働条件明示のルールについて

### ◆社会保険の年収130万を一時的に超えても大丈夫！？

- ・扶養の要件となる年収を超えた場合の対応方法について

### ◆入退社時や退職に繋がりやすい労務トラブルについて？

- ・労働条件の相違などによる入退社時の労務トラブル
- ・ハラスメントなど実際に退職に繋がりやすい事例と対策

講師：社会保険労務士法人  
ダブルリード

代表 烏野 茂孝氏

中小企業に特化した机上論に捉われない事業実態に即した労務管理支援が好評。  
商工会議所・商工会でセミナー講師や専門家派遣での労務相談支援で活躍している。

日時 2024年 2月19日(月)14:00～16:30

定員 50名 ※定員に達し次第締め切ります。お早目にお申し込みください。 参加費 無料

会場 八尾商工会議所 3階 大ホール ※駐車場は最初の1時間は無料、その後20分ごとに100円が必要となりますので、予めご了承ください。また、台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関を利用ください。

お申込み・お問い合わせ先 八尾商工会議所 総務部 業務課 〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6  
TEL 072-922-1181 FAX 072-922-8828

【参加票について】 FAXを送信いただいた後、当所から3日以内に参加票を送付いたします。万が一、参加票が届かない場合は、恐れ入りますが事務局までお問い合わせいただけますようお願いいたします。

八尾商工会議所 総務部 業務課 行

(FAX: 072-922-8828)

## 【労務対策セミナー申込書】

事業所名		TEL	
所在地	〒	FAX	
		メール	@ (八尾商工会議所メールマガジン <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要)
申込担当者名	部署 役職	<ふりがな> <氏名>	
参加者名	部署 役職	<ふりがな> <氏名>	
	部署 役職	<ふりがな> <氏名>	

ご記入いただいた個人情報は、当セミナー運営に必要な範囲で利用させていただきます。また、八尾商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用することがあります。